

ユネスコエコパーク (BR: Biosphere Reserves) について

ユネスコエコパークは、1976年（昭和51年）にユネスコが開始。ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏（MAB：Man and Biosphere）計画における一事業として実施。

世界遺産が、手つかずの自然を守ることを原則とする一方、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）が目的。

登録総数は、117カ国、610地域（2012年（平成24年）7月現在）。

ユネスコエコパークの機能

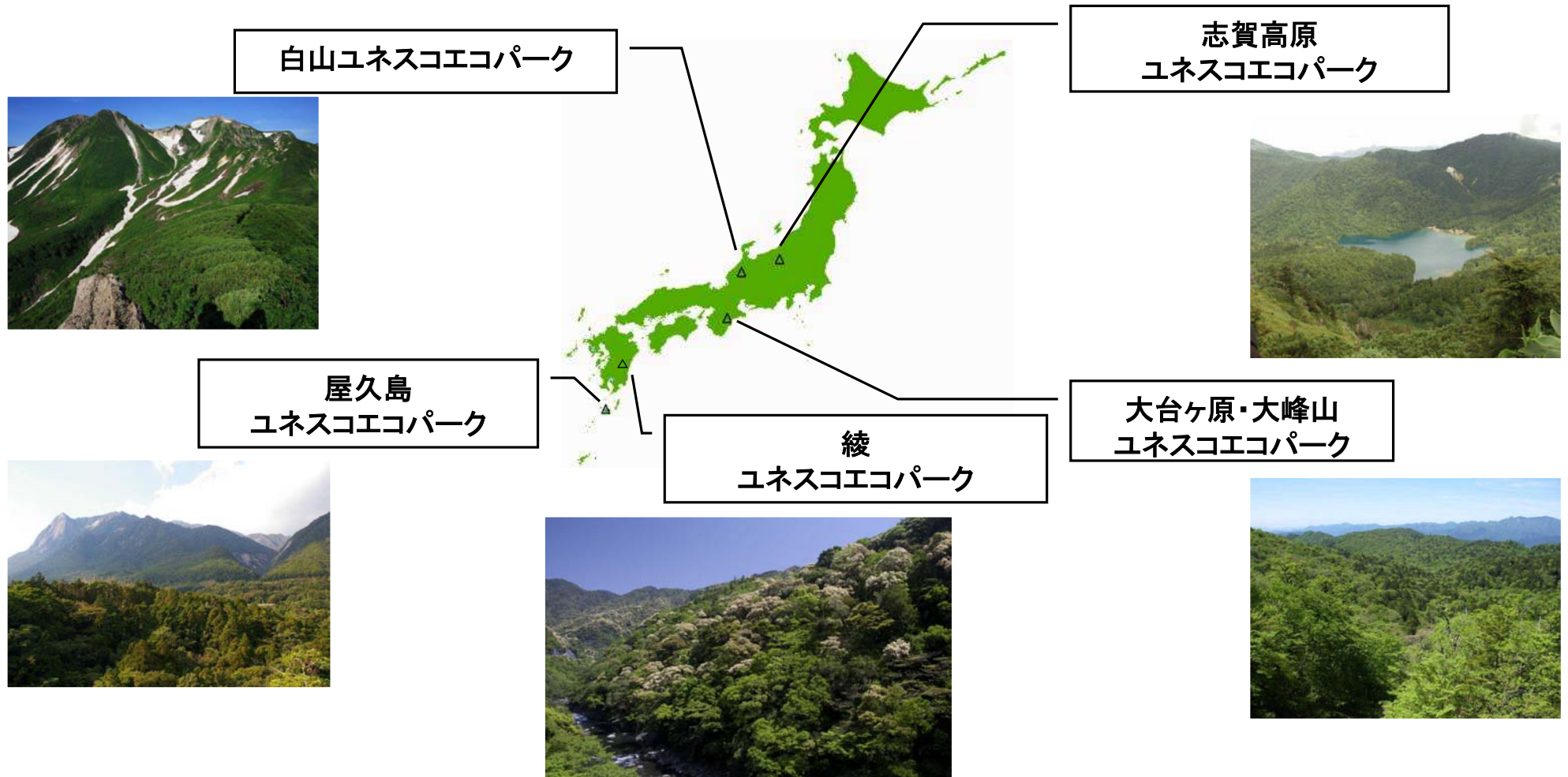
1. 保存機能（生物多様性の保全）
2. 経済と社会の発展
3. 学術的研究支援

個々の機能は独立のものではなく、ユネスコエコパークの機能を相互に強化する関係。この3つの機能を達成するために、相互に依存する右の3つの区域を設定。



国内のユネスコエコパーク

これまでの日本のユネスコエコパークは、「屋久島」（鹿児島県）、「大台ヶ原・大峰山」（奈良県、三重県）、「白山」（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、「志賀高原」（長野県、群馬県）の4ヶ所（1980年登録）。国立公園を所管する環境省と国有林野の管理者である林野庁によって保全に対する処置がとられている。2012年7月、5カ所目として、宮崎県綾地域が新たに登録。



ユネスコエコパーク事業の推進にかかる国内体制について

日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコエコパーク（BR:Biosphere Reserves）を通じ、人間と生物圏（環境）とのよりよい共存のあり方を築くため、また、ユネスコのビジビリティを高めるため、既存のユネスコエコパークの利活用を促進すると共に、新規登録に向けて、以下の体制で取り組むこととする。

	申請者（自治体）	日本ユネスコ国内委員会事務局	日本ユネスコ国内委員会 MAB 計画分科会	関係省庁	MAB 計画委員会
設置形態	地方公共団体の組織・運営については、日本国憲法第 92 条に規定。「地方自治の本旨に基づき、法令で定める」とされており、詳細を地方自治法で規定。	ユネスコ活動に関する法律に基づき、事務局は、文部科学省国際統括官付に設置。	日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会分科会設置要綱に基づき設置。 文部科学大臣任命の国内委員会委員及び調査委員で構成。 官公庁はオブザーバー参加。	一般的には、国家行政組織法で「国の行政機関」と定める省とそれらの外局及び内閣府設置法に定める内閣府とその外局を指す。	専門家等で構成される任意団体。官公庁もオブザーバー参加。BR ネットワークの事務局も兼務。
役割	<ul style="list-style-type: none"> －申請書の作成（和文・英文） －BR の推進及び利活用にかかる各種企画・立案及び地域関係者の調整並びにその実施（推進協議会の設置を含む。） －国の施策と連携した BR の運営 －BR 以外のユネスコ活動と一体となった取組の実施 －管理計画の実施及び保全状況等にかかるモニタリング －登録後 10 年ごとの調査報告書の作成 等 	<ul style="list-style-type: none"> －BR 申請手続等にかかる申請者、関係省庁との連絡調整、ユネスコを含む海外の関係機関（各国国内委等）との窓口業務 －MAB 分科会事務局 －広報 －ESD、ユネスコスクール等、各種ユネスコ活動との連携による MAB 事業の推進 －信託基金及び ODA ユネスコ活動費補助金等によりアジア太平洋地域において、BR、気候変動乃至生物多様性をテーマとした事業の実施 －BR に関する国の施策の総合調整 等 	<ul style="list-style-type: none"> －国内の審査基準・申請手続きの策定 －BR 候補地の調査・選考・審査 －ユネスコへの推薦 －BR の普及のための調査・審議 －その他必要な事項 等 	<ul style="list-style-type: none"> －保護担保措置、ゾーニング及び保全並びに利活用等に関する所掌行政の見地からの自治体への助言 －国内の審査基準等への助言 －既存制度を活用した BR の保全・利活用にかかる支援 －外交上の情報収集・働きかけ －データの提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> －BR の新規選定及びフォローアップのための専門家等の意見集約 －BR 全般に関する学術的知見の提供 －広報 －申請者への助言（申請書の作成等） －民間 BR 活動の推進 等

生物圏保存地域審査基準

1. 生物圏保存地域の目的

生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能をもち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存している地域を指定することにより、地域の取組と科学的な知見に基づく人間と自然との共生に関するモデルを提示する。

2. 審査基準

次の審査基準の全てを満たしていること。

(1) 生物圏保存地域候補地の機能

次の3つの機能もつこと。

- ① 人間の干渉を含む生物地理学的区域を代表する生態系を含み、生物多様性の保全上重要な地域であること
- ② 自然環境の保全と調和した持続可能な発展の国内外のモデルとなりうる取組が行われていること
- ③ 持続可能な発展のための調査や研究、教育・研修の場を提供していること

(2) ゾーニング

核心地域、緩衝地域及び移行地域の3地域にゾーニングされており、各地域が次の要件を全て満たしていること。

① 核心地域

- ・法律やそれに基づく制度等によって、長期的な保護が担保されていること
- ・次のカテゴリーの1つ以上に合致していること
 - (ア) 生物地理学的区域を代表する生態系であること
 - (イ) 生物多様性の保全の観点から重要な地域であること
 - (ウ) より自然の状態に復旧できうる変形あるいは破壊された生態系の実例
 - (エ) 絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること
- ・動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること

② 緩衝地域

- ・核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること
- ・核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を活かした持続的な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること
- ・環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成を行っていること

③ 移行地域

- ・ 核心地域及び緩衝地域の周囲または隣接する地域であること
- ・ 緩衝地域を支援する機能を有すること
- ・ 自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること

(3) 設定範囲

- ・ 生物圏保存地域（①核心地域、②緩衝地域、③移行地域）の設置目的を果たすために適度な広さであること
- ・ 相互の地域が干渉しないこと

(4) 計画

- ・ 生物圏保存地域全体の保全管理や運営に関する計画を有していること
- ・ 研究・モニタリング、教育、研修に関する計画を有していること
- ・ 地域の振興や自然環境と調和した発展に関する計画を有していること

(5) 組織体制

- ・ 生物圏保存地域の管理方針又は計画の作成及びその実行のための組織体制が整っていること
- ・ 組織体制は、自治体を中心とした構成とされており、土地の管理者や地域住民、農林漁業者、企業、学識経験者及び教育機関等、当該地域に関わる幅広い主体が参画していること
- ・ 生物圏保存地域が有する価値を確実に保全管理していくための包括的な保全管理体制が整っていること
- ・ 国内外からの照会等に対応可能であること
- ・ 生物圏保存地域の保全管理や運営に対する財政的な裏付けがあること

(6) ユネスコB R世界ネットワークへの参画

- ・ B R申請時や定期報告の際などに行われるユネスコによる審査に対応可能であること
- ・ B Rの設定が認められた場合に、ユネスコB R世界ネットワークに加盟する意思があること
- ・ ユネスコB R世界ネットワークによる取組に協力が可能であること